

平成 29 年度警防練成会（職員消防操法大会）実施計画書

警防課

1 目的

火災による被害の軽減を図るため、タンク隊及びポンプ隊の連携、指揮命令系統による統制の執れた部隊行動、安全管理を前提とした迅速な活動を主眼とした訓練を実施することにより、火災発生時の初期活動及び災害即応体制の更なる確立を図る。

2 実施日時

実施日：平成 29 年 11 月 14 日（火）、15 日（水）

予備日：平成 29 年 11 月 16 日（木）、17 日（金）

13 時 30 分～15 時 30 分（現地説明 13 時 00 分～）

3 実施場所

西宮市上大市 5 丁目 26 番

旧西宮市水道局鯨池浄水場

4 車両及び人員

(1) 出場隊

ア 11 月 14 日（16 日）・第 2 係（非番員） 36 名

イ 11 月 15 日（17 日）・第 1 係（非番員） 36 名

(2) 訓練視察者

副市長、消防局長、総務部長、警防部長、各消防署長

(3) 訓練責任者

警防課長

(4) 訓練要員

警防課員、警防課員を除く局員（各課 1～4 名）、平成 29 年度採用者

※平成 29 年度採用者は、日勤体制により訓練両日の要員とする。（18 名）

(5) 訓練車両

タンク隊は局 15、ポンプ隊は甲東 1 を使用する。

（司令車、本部指揮、局 3、局 6、局 15、浜 5、甲東 1、人員搬送車、各署 16 台）

※甲東 1 使用に際し、局 1 を代車とし甲東分署に配置する。

5 出場隊編成

1 チームにつき本署及び分署の中からタンク隊 5 名及びポンプ隊 4 名の計 9 名を選出する 2 小隊の連携訓練とし、出場数は本署単位の 4 チームとする。

なお、出場隊編成条件については次のとおりとする。

(1) タンク隊

ア 本署又は分署から 1 隊 5 名で編成する。

イ 指揮者及び隊員 4 名（うち 1 名は機関員）とする。

ウ 指揮者は、消防司令又は消防司令補とする。

エ 隊員は、消防司令補以下の職員とする。

※本署からタンク隊を選出した場合、分署からはポンプ隊を選出すること。

(2) ポンプ隊

ア 本署又は分署から 1 隊 4 名で編成する。

イ 指揮者及び隊員 3 名（うち 1 名は機関員）とする。

ウ 指揮者は、消防司令補又は消防士長とする。

エ 隊員は、消防司令補以下（指揮者が消防士長の場合は消防士長以下）の職

員とする。

6 災害想定

耐火造4階建共同住宅2階からの出火により、要救助者（以下「157」と記載）、1名がベランダにて取り残されており、火勢の状況は、建物西側から黒煙が噴出し上階への延焼危険があるもの。

7 訓練内容

現場最先着隊のタンク隊及びポンプ隊による連携訓練とし、耐火造建物火災に対する、出動訓練、初期対応訓練（人命救出・延焼防止活動）及び火勢鎮圧訓練（一方攻撃他方警戒戦術）とする。

なお、各隊の活動任務は一部指定するもの。

(1) 出動訓練

出動時における情報収集及び活動方針の周知、活動方法の予測、並びに安全管理に留意した車両走行を行う。

(2) 初期対応訓練（人命救出・延焼防止活動）

活動方針を人命救助最優先とし、ベランダに取り残された157の救出活動を行う。

なお、初期対応訓練の終了は、157の救出後とし、タンク隊指揮者による活動方針転換の指示により火勢鎮圧訓練へ移行するもの。

ア タンク隊

指揮者は火点を一巡し、現場状況及び157情報を隊員等に周知する。隊員は指揮者の指示により次の活動をする。

(ア) ホース1線延長

(イ) かかえ救出時の援護注水（延焼防止を兼ねる）

(ウ) かかえ救出

イ ポンプ隊

ホースカーを使用し、中継送水を行う。中継後は援護注水及び出火住戸の確認等を行う。

(ア) 中継送水

(イ) かかえ救出時の援護注水（延焼防止を兼ねる）

(ウ) 出火住戸の確認（玄関扉）及び屋内進入準備

(3) 火勢鎮圧訓練（一方攻撃他方警戒戦術）

2箇所（玄関側とベランダ側）の開口部を設定し、玄関側を攻撃側、ベランダ側を警戒側とした一方攻撃他方警戒戦術を行う。

ア タンク隊

ベランダへ進入し、攻撃面の変更及び住戸内放水時の性状変化に備えつつ、上階への延焼防止放水を実施する。（開口部は設定されているもの）

イ ポンプ隊

開口部設定（玄関扉破壊）後、屋内進入を図り、火勢一挙鎮圧に向けた放水を実施する。

※ 訓練内容の詳細は別に要領を定めるもの。

8 審査基準

訓練開始から初期対応訓練終了時（157のかかえ救出終了時）及び訓練終了までの2箇所を計時し、これに別に定める審査項目の結果を加え、順位を決定する。

以 上